

# justax

## No.22

### MAY '95

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## 連帯保証債務の債務控除

### ●求償権が行使不能の場合とは●

相続税法上、被相続人がした保証債務は、原則として債務控除の対象とはなりません。相続開始時に、主たる債務者が弁済不能の状態のため、保証債務者が債務を履行しなければならない場合で、かつ、主たる債務者に求償権の行使不能の場合は、確実な債務として債務控除の対象になります。裁判所が、連帯保証債務について、求償権が行使不能であったと判断した判例(平4.12.2東京地裁)をご紹介します。

◎原告Xの被相続人Aは、昭和60年12月19日の相続開始時に、自ら代表取締役を務める甲開発(株)の借入金(乙信用組合28,955,326円、丙信用金庫10,270,356円)について、他の保証人B、C、Dと共に連帯保証をしていました。甲開発(株)は、リゾート用地の造成販売の計画が軌道に乗らなかったため、昭和60年6月頃、事業継続を諦め債権債務を整理することとし、連帯保証人(役員)が、免責を得るに必要な新規の資金を負担することになりました。その資金の負担額が具体的に確定しないうちに相続が開始し、昭和61年3月頃、Dを除く連帯保証人3人で、保証債務を履行することを合意し、同年4月、保証債務の履行額(3分の1)及び他の金融機関からの借入金の返済額として、13,537,218円を負担したので、原告Xら相続人3人は、相続税の申告に際して、その負担額13,537,218円を債務控除の対象としました。

◎これに対して、被告課税庁は、保証債務については、①相続開始時、連帯保証人として乙信用組合及び丙信用金庫から保証債務の履行を求められていないし、甲開発(株)は、販売用のリゾート地など資産を保有していた、②相続開始直前には、社名変更をし会社の立直しを図っており、破産、和議、会社更生、事業閉鎖等の客観的な事実が認められない、③昭和62年3月期には、利益計上し、その後商号を再度変更

して事業は継続しているなどの理由により、主たる債務者について求償権の行使が可能であるから、確実な債務として債務控除することはできないと主張しています。

◎裁判所は、主たる債務者について保証債務の求償権は次のように行使不能であったと判断しています。

①当時、甲開発(株)は、債務超過の状況が相当期間継続し、Aの信用に頼るほか融資を受ける見込もなく、経済的な再起の目途が立たない状況にあって、連帯保証人は早晚その保証債務を履行せざるを得ず、これを履行しても、その分を主債務者の甲開発(株)に求償することは不可能な状態であった。

②社名を変更して、Aの信用を活かして首都圏でも不動産販売を進める方針によるものであったが、Aの死亡により、計画倒れとなった。

③利益計上したのは、保証債務の履行により借入金の清算をし、社名を再変更して新たな経営者に引き継がれた後であり、相続開始時には、後にこのような経営状態の改善がなされるとは予想できなかった。

なお、裁判所は、連帯保証債務の負担額をDを除く3人の連帯保証人で履行することを合意したのは、相続開始後であるから、債務控除できる金額は均等(4分の1)の9,806,420円を相当としています。

……………(資料提供 東京税理士データバンク室)